

販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の展示について

平成 28 年 6 月 1 日、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件が施行されました。その内容は、午前 8 時から午後 8 時までとされている販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間が、一定の要件を満たす猫（以下、「特定成猫」）については、午後 8 時から午後 10 時までの間も展示を行うことができるというものです。さらに特定成猫の飼養管理基準、遵守事項等及び高齢猫（生後 11 年以上の猫を目安）に係る遵守事項も取り決められました。

1 特定成猫について

(1) 特定成猫とは

上記の規則及び細目では下記条件のいずれにも該当する猫を「特定成猫」としていただきます。

①生後 1 年以上であること。

②午後 8 時から午後 10 時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

※「休息できる設備」：顧客等との接触、顧客等の視線及び照明・音響にさらされている状態から避けることが可能であり、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指します。

※「自由に移動できる状態で展示されていること」：休息できる場所又は設備に当該成猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指します。

(2) 特定成猫の管理基準、遵守事項等

○ 特定成猫については、午後 8 時から午後 10 までの間においても、展示を行うことが可能です。ただし、1 日の特定成猫の展示時間は、12 時間を超えてはいけません。また、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合、その途中、展示を行わない時間（休息時間）を設けてください。

展示時間 12 時間については、特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間で、「展示時間」と「展示を行わない時間」の合計が 12 時間を超えてはならないことを意味します。

本規定により、途中交代させても、特定成猫を 1 日 12 時間以上展示することはできないこととなります。

<展示の一例>

下記の場合、展示が可能なのは「展示時間」と「展示を行わない時間」の合計が12時間までなので、猫Aの展示開始時刻10時が展示開始時間となり、猫Bの展示終了時刻22時が展示終了時間となります。

	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
猫A						休憩	休憩	休憩					
猫B											休憩		

(3) その他の遵守事項

- 夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）のうち展示を行わない間に、販売業、貸出業、展示業を営業しようとする場合には、特定成猫の飼養施設に、顧客、見学者等を立ちらせないための措置が講じられていること。
- 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようすること。
- 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡しをしないようすること。

2 高齢猫について

- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、**高齢猫**（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

「定期的に健康診断を受けさせる等」とは、展示時間を短くすることや半年に1回程度、動物病院において健康診断を受けさせること等を指します。健康診断の検査項目としては、血液検査、尿検査、血圧検査等が考えられます。

3 施行規則におけるその他の改正

- 第一種動物取扱業者の登録、更新の申請事項及び変更の届出事項に「特定成猫の展示時間」が追加されました。

なお、夜間に特定成猫を展示している業者については、法第14条第2項に基づき、6月1日から30日以内に、変更（特定成猫の展示時間）の届出が必要になります。

4 参考（施行通知文）

- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（環自総発第 120417001 号 平成 24 年 4 月 17 日）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_09.pdf

- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について（環自総発第 120521001 号 平成 24 年 5 月 21 日）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_10.pdf

- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（環自総発第 1605241 号 平成 28 年 5 月 24 日）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_26.pdf

お問合せ先 栃木県動物愛護指導センター 宇都宮市今宮 4-7-8 TEL 028-684-5458 FAX 028-684-5926
--